

## 研究課題：中世漢文史料の注釈的研究

この研究では、内閣文庫所蔵『文纂』（和学講談所旧蔵、二〇五一〇一五四）所収「後伏見院願文」、及びこれと密接な関係を有する「伏見法皇告文」について検討を行った。両文書は『文纂』のなかで連続して配列、書写されているが、内容を子細に検討すると不審な点が多い。すなわち、①「後伏見院願文」では前半が漢文体であるに対して後半が宣命体、「伏見法皇告文」ではその逆になっており、文体、表記が不統一である。②漢文体部分と宣命体部分で内容に齟齬がある。③標題や年記に関して願主の履歴と矛盾する。

以上の点から考えて、これら二つの文書には何らかの誤写もしくは錯簡があると考えるのが自然である。そこでひろく史料調査を行ったところ、宮内庁書陵部蔵『御願書并御告文旧草』（伏見宮貞成親王筆、伏見宮本三〇四）に正和五年六月十九日付けの逸題願文が収録されていることを知った。同願文は全文が宣命体で作成されており、本文のうち前半部分は『文纂』所収「後伏見院願文」の前半（宣命体になっている部分）、後半部分は「伏見法皇告文」の後半（宣命体になっている部分）と一致する。

『御願書并御告文旧草』所収逸題願文の内容を検討してみると、①文章全体が宣命体で統一され、②内容的にも齟齬矛盾、もしくは文脈不通の箇所がなく、③願主は伏見法皇であることが明確である（『文纂』の標題等は後人の過誤と推測される）。以上から『文纂』の本文には錯簡が生じており、本文としては『御願書并御告文旧草』所収のものが正しいと判断できる。おそらくは『文纂』の編集、書写の過程において、伏見法皇の願文が他の文書と混雑し、誤って現在のような形態になったのであろう。

しかしそれでは、伏見法皇願文とのあいだで錯簡を起したもう一つの文書とは、いったいどのようなものだったのか。前述のとおり「後伏見院願文」の前半と「伏見法皇告文」の後半が本来一つの文書を成しているとするれば、その残り（「後伏見院願文」の後半と「伏見法皇告文」の前半）もまた同様に一つの文書であった可能性がある。そこでかりに両者を合綴した上で検討を加えてみると、①文章全体が漢文体で統一され、②内容的にも祖語矛盾、もしくは文脈不通の箇所がなく、③願主はおそらく後嵯峨上皇であろうと推測され、しかもそのことが同時代史料から裏づけられる（『文纂』の標題等は後人の過誤と推測される）。

したがって『文纂』に収められた「後伏見院願文」「伏見法皇告文」の二文書は、元来「伏見法皇願文」「後嵯峨上皇告文」とでも呼ぶべきものであって、両者の一部が錯簡を起し、混雑したものと結論づけることができる。

また歴史的な背景としては、「伏見法皇願文」は正和五年六月十九日、永福門院（伏見院中宮）の病氣平癒を謝するため日吉大社に参詣した際の願文であるが、この事実は管見の限り同時代史料や『伏見天皇実録』等に記載がない。他方「後嵯峨上皇告文」については、文永元年八月九日、彗星御祈のため上皇が鳥羽天皇陵に収めた告文である。今まで『新抄』などの史料によって奉納の事実は知られていたが、今回、実際の告文を見いだしたことは、今後の中世史研究において軽からざる意味を持つであろう。

以上の研究成果については2020年3月7日、神戸学院大学人文学会において研究発表を行う予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大にともない学会自体が中止のやむなきにいった。このため予稿を基に別途研究報告書を作成した。